

土砂災害警戒区域および

土砂災害特別警戒区域の

指定について

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）に基づき、市内の一部の地域が埼玉県知事より土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域に指定されましたのでお知らせします。

土砂災害は、毎年のように全国各地で発生しており、私たちの暮らしに大きな被害を与えています。

土砂災害から住民の生命を守るため平成13年4月、土砂災害防止法が施行されましたが、この法律に基づき、行政は、土砂災害が発生するおそれがある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や危険箇所での建築物の構造規制等を行います。

当市においても、埼玉県知事より、土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域として指定された区域がありますので、下記のとおりお知らせします。

[平成18年度に指定された区域]

土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域の名称	区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
下勝沢 新屋敷 間瀬	児玉町河内の一部	急傾斜地の崩壊
勝間瀬 浅間沢	児玉町小平の一部	
大平沢 御厨川 女堀川	児玉町河内の一部 児玉町元田の一部 児玉町太駄の一部 児玉町飯倉の一部 児玉町宮内の一部	土石流



写真提供：国土交通省砂防部

土砂災害防止法とは？

土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするものです。

土砂災害警戒区域とは？

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備と宅地建物取引における措置が図られます。

土砂災害特別警戒区域とは？

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制、建築物の移転等の勧告および支援措置

と宅地建物取引における措置が図られます。

警戒区域では

土砂災害からみなさんの生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の整備が図られます。

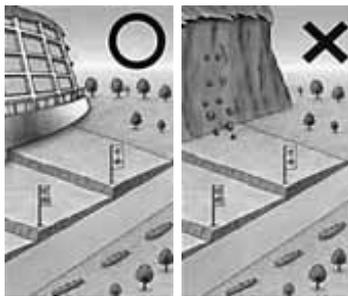


警戒避難体制の整備

【本市市の役割】

特別警戒区域ではさらに住宅宅地分譲や災害時要援護者関連施設の建築のための開発行為は、基準に従ったものに限って許可されます。

【埼玉県の役割】



特定の開発行為に対する許可制

居室を有する建築物は、作用すると想定される衝撃等に対して建築物の構造が安全であるかどうか建築確認がされます。

【本市市および埼玉県の役割】



建築物の構造規制

著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告が図られます。

【埼玉県の役割】



建築物の移転勧告

指定区域の図面は、本庄県土整備事務所、総合支所総務課に備えており、どなたでもご覧になれます。

本庄県土整備事務所 3

141、総合支所総務課

⑦2 1331（内線215）

遊休農地



解消のために

お問い合わせ先：本庄市農業委員会事務局
1179



耕作放棄地（作業前）

農業委員全委員で
遊休農地解消にチャレンジ！

近年、農家の高齢化や、相続等による非農家の農地所有の増大、農産物価格の低迷による農業離れなどから、市内でも耕作されない農地が増加しています。不耕作による農地の荒廃化は、害虫等の発生や雑草の種子の飛散などの問題を引き起こし、隣接する農地での農作業にも悪影響を及ぼしてしまいます。

このため、農業委員会では、近年増加傾向にある遊休農地（耕作放棄地）を解消して、病害虫の発生しない良好な農業環境の維持増進と認定農業者（担い手）への農地の集積を図るため、2月2日にモデル事業として仁手地区内の遊休農地の解消に向けた取り組みを行いました。

当日は、農業委員会委員全員がそれぞれに、刈り払い機、チェーンソー、のこぎり、なた、鎌などを持ち寄り、灌木などが繁茂する現地を整地しました。この整地作業には、農業委員のほか吉田市長も参加して、広さ約1,000㎡の土地が5時間ほどですっきりきれいになりました。



きれいになり借り手を待つ現地（作業後）

また、この農地にはビニールや空き缶などのごみもたくさん散乱しており、農地の遊休化は、ごみ等の不法投棄を招いてしまうことが改めて確認されました。

なお、整地後の農地は、農業委員会を通して、営農意欲のある農家の人に貸し出される予定です。

農業委員会ではこれを契機に、引き続き遊休農地の解消に力を入れていきますので、該当する農地がある場合は、お近くの農業委員までご相談ください。

また、この遊休農地解消に向けたボランティア作業に協力したいとお考えの人は、農業委員会事務局までご連絡ください。

遊休農地解消対策会議を開催

2月10日、仁手地区につき、小和瀬集落センターにおいて、小和瀬地区北原用水組合地権者による遊休農地解消対策会議が開かれました。会議には、八木農業委員会会長も出席し、積極的に遊休農地の解消に取り組みたいと話しました。対象の土地は、備前渠川沿いにあり、一見まとまって見えますが、それぞれが細長く、多くの地権者が存在するため関係地権者全員の協力が

